



埼玉県報

第 3022 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 24 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 平成 30 年 4 月から 6 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極質量分析計賃貸借に関する落札者等の公示（食肉衛生検査センター）
- 山王用水土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- 運転免許申請用複写機の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか 43 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（会計課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第十六条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十七条中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

様式第八号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第九号（一）中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

様式第九号（二）中「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第十号（一）中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

様式第十号（二）中「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県宅地建物取引業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第八百十五号

平成三十年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極質量分析計貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県食肉衛生検査センター精密検査担当 埼玉県さいたま市中央区上落合5
丁目18番24号

3 落札者を決定した日

平成30年6月11日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

25,323,840円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月27日

告示

埼玉県告示第八百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山王用水利地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	中島 實	埼玉県熊谷市本田二千二十三番地
同	木村 一男	同 二千四百八十四番地
同	田島 直治	同 四千六十番地
同	飯野 収夫	同 五百四十八番地
同	河野 和功	同 四百五十九番地
同	吉田 致良	同 六千五十二番地七
同	清水 英央	同 畠山八百六十六番地
同	飯野 晃太郎	同 二千二百二十六番地
同	高橋 修	同 二千二百九十五番地
同	反町 芳郎	同 熊谷市上新田二百四十四番地
同	関口 明男	同 六百四十二番地一
同	飯島 啓作	同 板井八百七十八番地一
監事	茂木 昇	同 深谷市畠山四百二十三番地
同	中嶋 恒雄	同 本田四千九百四十五番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	福田 征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	持田 良雄	同 深谷市本田三千七百四番地
同	眞下 武文	同 三千九百二十八番地
同	小林 徳秋	同 四千九十二番地
同	眞下 幸男	同 八百二十九番地
同	中西 廣	同 三百七十四番地
同	小林 昇二	同 五千四十九番地
同	大澤 一男	同 畠山千五百七十五番地
同	飯野 作壽	同 五百九十四番地

同	監事	同	同	同
中	飯	飯	新	高
嶋	野	島	井	橋
恒	昌	照	正	俊
雄	男	雄	男	夫
同	同	同	同	同
同	深谷市 本田四千九百四十五番地	同 板井九百九番地二	熊谷市 上新田百一番地一	同 二百二十二番地一

告 示

埼玉県告示第八百十八号

測量計画機関であるさいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大字大間木区域

四 作業期間

平成三十年七月十八日から平成三十一年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百十九号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市戸室地内（戸室地区）、日出安地内外（日出安地区）

四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十年十月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市駒場地内（駒場地区）、戸崎地内（名倉地区）

四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転免許申請用複写機の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許
本部運転免許課免許登録係 電話048-543-2001 内線291

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月5日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月4日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月5日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年9月5日（水）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年8月27日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年8月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Copying Machine for Driver's License Application.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. September 5, 2018 By mail; 5:00 p.m. September 4, 2018 In person; 10:20 a.m. September 5, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月12日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

356,262,753円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月1日

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

1,098,426,744円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月1日

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか43施設で使用する電気 契約電力5,910キロワット 予定使用電力量20,856,984キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年5月14日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

350,529,269円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月3日

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
狭山市	平成三十年八月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	市民会館駐車場
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	農村環境改善セン ター駐車場
長瀬町	平成三十年八月二十八 日及び同月二十九日 及び同月三十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	智光山公園正面駐 車場
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町役場駐車場
横瀬町	平成三十年九月四日	午前十時から正午 まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
		午後一時から三時 まで	横瀬町活性化セン ター駐車場
横瀬町	平成三十年九月五日		

								秩父市		小鹿野町		皆野町
日	平成三十年九月二十一日	平成三十年九月二十日	平成三十年九月十九日		平成三十年九月十八日	平成三十年九月十四日		平成三十年九月十三日	平成三十年九月十一日	平成三十年九月十日		平成三十年九月六日及び同月七日
まで	午前十時から正午	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
	尾田蒔公民館	福祉女性会館	秩父市役所吉田総合支所		高篠公民館	原谷公民館		影森公民館	大滝振興会館	小鹿野総合センター	小鹿野町役場両神庁舎	皆野町役場

朝霞市	志木市	ふじみ野市	和光市	富士見市	
平成三十年十月二十五日及び同月二十六日	平成三十年十月二十二日及び同月二十三日	平成三十年十月十八日及び同月十九日	平成三十年十月十五日	平成三十年十月十一日及び同月十二日	平成三十年九月二十六日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで
朝霞市産業文化センター第二駐車場	志木市役所	ふじみ野市役所第二駐車場	大井総合支所駐車場	和光市役所駐車場	富士見市役所本庁舎前駐車場
					秩父市役所荒川総合支所
					いきがいセンター
					勤労者福祉センター
					大田公民館

新座市		
平成三十年十一月七日	平成三十年十一月六日	平成三十年十一月五日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
館 新座市立栗原公民	駐車場 新座市民会館第二	新座市立福祉の里

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成三十年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	平成三十年八月二十七日から十一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
長瀬町	平成三十年九月四日から十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
横瀬町	平成三十年九月五日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	平成三十年九月六日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	平成三十年九月十日から十二月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

秩父市	富士見市	和光市	ふじみ野市	志木市	朝霞市	新座市
平成三十年九月十三日から十二月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十一日から平成三十一年一月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十五日から平成三十一年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十七日から平成三十一年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月二十二日から平成三十一年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月二十五日から平成三十一年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十一月五日から平成三十一年二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同